

社会福祉法人聖ルカ会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人聖ルカ会(以下「当法人という。」定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員、評議委員選任・解任委員の報酬等について定めたものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、報酬等を支給する。

- (1) 支給額は、年間1万円とする。
- (2) 支給時期は、毎年6月とする。
- (3) 役員等が職務の為に出張したときは、旅費規定に基づき旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与給との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規定の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(附則)

- 1 この規定は、平成29年4月1日より施行する。